（経営事項審査の客観的事項）

第十八条の三　法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

一　建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

二～七　（略）

八　国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

（削る）

（削る）

２・３　（略）

附　則

この省令は、建設業法施行の日から施行する。

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（略）

（経営事項審査の客観的事項）

第十八条の三　法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

一　労働福祉の状況

二～七　（略）

八　国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

九　若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

十　建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

２・３　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、建設業法施行の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の受審の特例）

2　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であつて、事業年度が令和元年十月二十九日から令和二年六月三十日までの間に終了するものについての令和三年一月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」とあるのは、「平成三十年十月二十九日」とする。

（再審査の申立ての特例）

3　令和三年六月十六日以後に経営規模等評価の申請をした建設業者であつて国土交通大臣が定める要件に該当するものが、第十八条の三第一項第十号に掲げる事項のうち建設工事を適正に実施するために必要な技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況及び同条第二項第三号に掲げる事項について法第二十七条の二十八の規定により再審査の申立てをする場合における第二十条第一項の規定の適用については、同項中「法第二十七条の二十七の規定による審査の結果の通知を受けた日から三十日以内」とあるのは、「令和四年四月二十六日まで」とする。

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（略）